

令和3年8月
 第80号
 編集・発行
 青梅市農業委員会
 農政部会
 青梅市東青梅1-11-1
 電話(0428)22-1111

農地の貸し借りについて

高齢や仕事で耕作できない人は、農業経営規模を拡大したい人に貸して、農地の有効利用を考えてみませんか？

○市街化調整区域内の農地

「農業経営基盤強化促進法」または「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地の利用権(賃借権・使用貸借権)を設定して農地の貸借を行います。

農地法第3条の規定による貸借とは異なり、自動更新されず、期間満了とともに利用権は解消されます。満了後は、両者の合意により利用権設定を更新し、継続して貸借することも可能です。

また農地中間管理事業を利用する場合、東京都指定の農地中間管理機構との貸借となるため、耕作者との直接のや

りとりが不要になるなど、多くのメリットがあります。

○生産緑地の農地

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づき、生産緑地の貸借を行います。

相続税納税猶予制度の適用

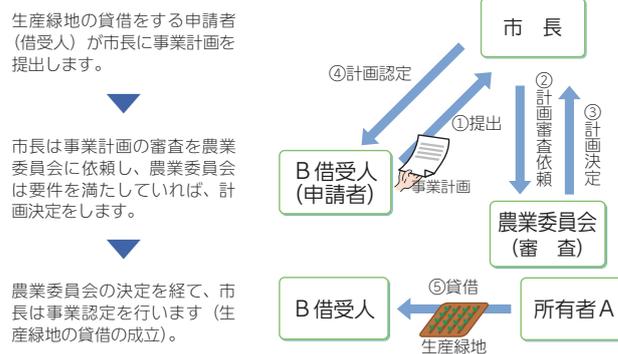
を受けている農地の貸借や貸借中に相続が発生した時には、生産緑地の相続人は貸し付けのまま相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。

○貸し手のメリット

①貸した農地は、設定した期間が満了すれば所有者に返還されます。

②市や農業委員会が主体的にかかわる制度なので、安心して手続きを行えます。限られた資源である農地を活かすため、所有する農地の耕作が難しい方は、農業委員会まで御相談ください。

都市農地貸借円滑化法による貸借の手続き



親子農業体験

6月12日、藤橋2丁目の水田で農業委員会と西東京農業協同組合が共催する親子農業体験会(田植え)を開催予定でしたが、緊急事態宣言の発出に伴い、中止としました。後日、農業委員会が代わりに田植えを行いました。秋は10月9日に親子での稲刈り体験を予定しています。

生産緑地の大切なお知らせ

◎生産緑地地区の追加指定

令和4年度に生産緑地地区への指定を希望する農地等を募集しています。

◇事前相談

追加指定を希望される方は、次の期間内に必ず相談を行ってください。なお、事前相談時に必要な書類等は、市ホームページまたは申し込み時に御確認ください。

【事前相談期間】

令和3年8月2日(月)～

令和3年11月26日(金)

※土・日・祝日を除く

【申込方法・問い合わせ】

青梅市都市計画課へ電話で

事前相談日を予約

◇指定要件

生産緑地地区への指定には、市街化区域内にある農地等で、

次の要件すべてに該当する必要がある。

- ・ 公害や災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全
- ・ 等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している農地等であること。
- ・ 面積が300㎡以上の規模の区域であること。
- ・ ※隣接する他人の生産緑地や農地等との合計でも可

現に農林業の用に供され、

また、相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること。

農地等利害関係人の全員が同意していること。

非常災害時の避難場所等として使用するための協力が

得られること。

◇生産緑地に指定されると

- ・ 原則30年間、農地等として適正な肥培管理が義務づけられ、農林業以外に利用はできない。
- ・ 令和5年度から固定資産税等に関する土地評価が変更される。

※追加指定は、広報おうめ等を通じて毎年募集します。

◎特定生産緑地の指定

生産緑地地区の指定から30

年を経過する日(申出基準日)を過ぎると、いつでも買取り

申出することが可能となります。また、農地のままでも固

定資産税等は段階的に上がり、5年目に宅地並み課税となります。

しかし、特定生産緑地に指定を進めると、買取り申

出できる時期は10年延長することとなりますが、税制特例措置が継続されます。

指定手続きは、現在、平成5年度に指定され、令和5年度に申出基準日を迎える農地等の所有者を対象として、令和3年4月1日から開始しています。

申出基準日を過ぎると特定生産緑地の指定はできませんので、指定を希望される方は必ずお手続きください。

【指定手続期間】

令和3年4月1日～令和4

年3月31日※土・日・祝日を除く

【申込方法・問い合わせ】

青梅市都市計画課へ電話で

事前相談日を予約。

農地調査について

農業委員会では毎年、市内農地の管理状況の調査を実施しています。

引き続き農地の適正な管理について、皆さまの御協力をお願いいたします。なお、調査時には職員等が農地に立ち入ることがありますので御了承ください。

○農業振興地域農用地調査

毎年7月から8月頃にかけて現地調査を行います。

青梅市では、農業振興を図るべき地域において、「農業振興地域整備計画」を策定しており、毎年、農用地区域内の耕作管理状況の確認調査を行っています。

農用地区域に指定されている農地について、管理を徹底されるようお願いいたします。

○生産緑地調査

毎年8月から10月頃にかけて現地調査を行います。

生産緑地は、農地を適正に耕作することを条件に固定資産税等が軽減されており、適正な管理が求められます。生産緑地に指定されている農地について、管理を徹底されるようお願いいたします。

○相続税納税猶予特例適用農地調査

相続税納税猶予の特例適用を受けている方の申請を受け、利用状況について調査をいたします。

納税猶予継続のためには、この調査にもとづいて発行する農業委員会の証明書を3年毎に税務署へ提出する必要があります。提出期限も定められています。(提出期限については税務署からの通知に記載されています。)

証明手続きには、現地調査、

審査に1か月程度の期間が必要になります。証明申請は毎月10日が締切りです。余裕を持って御申請ください。

なお高齢等、所有者自身での管理が難しくなった場合、相続税納税猶予制度の適用を受けた状態で貸借できる制度もありますので、農業委員会まで御相談ください。

○農地の肥培等管理基準

(抜粋)

- ・ 現に農業の用に供されている農地であること。
- ・ 温室、ビニールハウスが農業以外の用途に使用されていないこと。
- ・ 農用車両の駐車スペースは、作業に必要な最小限の面積であること。
- ・ 農地内に看板等が立てられていないこと。ただし、当該農地の生産物を販売促進する

目的のものおよび市が許可を

した公共性のあるものを除く。
・ 畑や田においては、年1回以上の耕うんがあること。
・ 連作障害を防ぐためや地力回復のため、一時的に作付けがされていない場合でも、草刈り等を行っていること。

・ 雑草が繁茂していないこと。
・ 植木は現に育成中のものに限る、単に保管のみを目的としていないこと。

農業者年金に加入しましょう

次の3つの要件を満たす人は加入できます！

- ① 20歳以上60歳未満
- ② 農業に60日以上従事
- ③ 国民年金第1号被保険者

保険料は？月2万円～6万7千円のあいだで設定できます。節税効果！保険料が全額社会保険料控除の対象になります。

いつでも脱退可能！1か月でも積み立てた保険料は受給OK。申込みは？青梅市農業委員会または農協へ

新規就農者の紹介

奥おく 蘭らん 和子かずこ さん



今回は令和元年度に新規就農された奥蘭和子さんを御紹介します。

◇これまでの経緯

奥蘭さんは就農前、地元鹿児島県でフラワーアレンジメント学校の講師を勤めた後、ドイツに渡りフローリスト(花屋)の仕事をされました。

そこで、レストラン等で提供されていた新鮮なハーブや野菜の魅力に気付き、自ら栽培することに興味を持つようになりました。

青梅市には2年間の研修を経て就農し、現在は、認定新規就農者として農業を営んでいます。

◇営農状況

就農当時は約2000㎡の農地を経営していましたが、現在は、富岡・成木地区の約7000㎡の農地でハーブや野菜を栽培しています。

出荷先は直売所や新規就農者等が集まって開催しているマルシェ、都内のレストランや産地直送通販サイト等です。

◇就農してからの感想

ハーブ栽培は収穫までに長い年月が必要となり、土作りなど苦労することが多かったのですが、実際にハーブや

野菜を食べたお客さんから好評をいただいたときは、大変励みになったそうです。

現在は、多くのハーブや野菜を栽培できるようになり、応援していただいた近隣の農家や販売先には感謝しているとのことです。

◇今後の目標

栽培しているハーブや野菜の味や風味、香りなどの質を高めるとともに、安定的な供給ができるように生産することを課題として挙げています。

またマルシェ等を通じて青梅産の農作物の魅力を広めることで、地域を盛り上げていくことを今後の目標としておられます。

指導農業士の紹介

柳川やながわ 貴嗣たかつぐ さん

東京都では農業の担い手不足を背景に、農業のさらなる

振興を図るため、平成28年度より指導農業士制度が創設されています。指導農業士は、

農業技術や経営管理能力に優れているとして、農業の担い手に対する指導活動等、東京農業の発展に資する農業者として認定されます。

このたび新たに、平成22年度に就農し、今井・藤橋地区を中心に経営している柳川貴嗣さんが指導農業士として認定されました。



自動販売機設置等のお知らせ

市の認定農業者および認定新規就農者が、補助金制度を活用し、青梅の地産品を販売する自動販売機を市内に12台設置しました。

また市では地域の農産物の魅力を発信するため、今後、市内に設置されている自動販売機および直売所の場所を市のホームページ等でお知らせする予定です。

現在、所有農地等で自動販売機または直売所を設置されている農家の方で、掲載に御協力いただける方は、青梅市農林水産課まで御連絡ください。



簡易電気柵貸し出し

市では、イノシシやシカ等の野生鳥獣による農作物の被害を防止することを目的に、無償で簡易電気柵の貸出をしております。

◇貸出期間

1年以内。

◇貸出要件

市内に1000㎡以上の農地を所有されている方等。

◇注意事項

設置は利用者自身で行っていただき、電池等の消耗品は自己負担となります。また貸出回数には限りがございますので、御了承ください。

◇その他

野生鳥獣による農作物被害(獣害)が発生した際は、青梅市農林水産課まで御連絡ください。

収入保険制度について

◇収入保険について

「収入保険」は、自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少や、農業従事者のけがや病気で収穫不能による収入の減少を補償する公的保険制度です。基本的に農産物の品目に制限はありません。

加入要件は、青色申告を

行っている個人および法人の農業者であること。補償内容は、保険期間中の農業収入が、基準収入の九割を下回った場合に、その下回った金額の九割を上限に農業者に保険金として支払われる仕組みです。

◇収入保険加入推進支援事業

東京都は、農業者の経営安定のセーフティネットの充実を図るため、農業保険法に基

づき実施されている「収入保険」に新規加入する農業者に対し今年度に限り保険料(掛捨て部分)の2分の1補助を行います。補助対象期間は、個人の場合、令和4年を保険期間とするもので、法人の場合、令和3年6月から令和4年5月までに保険期間が開始するものです。

近年、多発化する大型台風等の自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大等、農業を取り巻くリスクの予測が困難かつ深刻化しています。自らの経営安定を図るため、これまで以上にリスクへの認識を高めることが求められています。同事業を活用し経営安定を図りましょう。

申請方法については、東京都農業共済組合(042-381-7111)までお問合せください。

青梅市緊急農林業経営安定化資金利子補給事業

市では、新型コロナウイルス感染症拡大にともない、指定の融資商品の利子を全額補給する制度を新設しました。

対象者は市内在住の農林業者で、西東京農業協同組合の正組合員または市の認定農業者および認定新規就農者。

対象資金は西東京農業協同組合または青梅信用金庫の指定の融資商品(融資金額は10万円から100万円)です。

その他の詳細は、市の農林水産課までお問い合わせください。

援農ボランティア事業

市の援農ボランティア事業として、市内農地で収穫等の農作業を希望するボランティアの「受け入れ農家」登録者を募集します。

◇目的

農業体験や交流を通じて地域農業への理解を深めるとともに、農業経営が円滑に継続できる環境を創出すること。

◇対象

市内在住の農業者。

◇申し込み

農林水産課(市役所3階)で配布する申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、持参または郵送にてお申し込みください。

◇ボランティア登録者

農業に関心のある18歳以上の方で、市が保険加入しています。

栄えある受賞

【第60回企業の農業経営顕彰】
東京都農業会議会長賞
影山 正和氏
(今井)

委員会活動日誌

(令和3年1月~6月)

■農業委員会総会

第11回 1・25 第12回 2・25
第13回 3・25 第1回 4・26
第2回 5・25 第3回 6・24

■その他会議等

東京都農業委員会会長集会
東京都農業会議第128回通常総会(立川市) 3・17

■農業委員会専門部会等

経営部会 第1回 3・25
代掻き 6・15
田植え 6・17
農政部会 第1回 5・25
第2回 6・24

■西多摩地区会議等

西多摩地方農業委員会連合会
総会(瑞穂町) 4・14



【発行】毎週金曜日
【購読料】月額700円
(送料、消費税込)
【申込み】青梅市農業委員会まで

委員会開催状況(令和3年1月~6月)

◎令和2年度

開催日	議案件数	会長専決 処理件数
第11回(1月25日)	8件	17件
第12回(2月25日)	10件	19件
第13回(3月25日)	16件	18件
2年度(4月~3月合計)	124件	228件

◎令和3年度

第1回(4月26日)	9件	23件
第2回(5月25日)	10件	20件
第3回(6月24日)	26件	8件